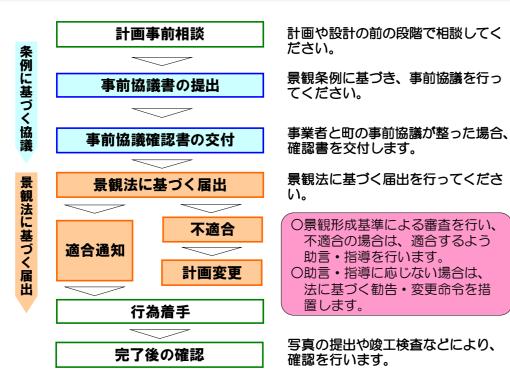
届出と景観形成基準に沿った審査の流れ

建築物の建築などを予定する場合は・・・

景観計画に定められた「届出対象行為」は、町への届出が必要となります。

町は、行為の届出の内容を「景観形成基準」に照らし、適合しているか審査します。

審査の結果、不適合が生じる場合は、計画の変更などにご協力いただくこととなります。



その他の取り組み

○景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

- 玉村町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木を保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重 要樹木」の指定を検討します。
- ○屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限
 - ・引き続き、群馬県屋外広告物条例の適切な運用を促進します。

○景観重要公共施設の整備・維持管理

- ・良好な景観形成を先導していく役割を担うべき公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観的な配慮のもとで整備・維持管理・更新を進めていくことを検討します。
- ※この資料は「玉村町景観計画」の概要をまとめたものです。 具体的な「届出対象行為」や「景観形成基準」は、必ず本編 をご確認ください。
- ※「玉村町景観計画」及び「玉村町景観条例」は平成31年4 月1日から運用・施行します。

【お問い合わせ先】

玉村町役場 都市建設課 都市計画係
TEL: 0270-64-7707(直通)
FAX: 0270-65-2592(代表)

玉村町景観計画(概要版) 一にしき野の景観づくりー

宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みや、利根川などの水辺、上毛三山を望み、ふるさとを感じさせる田園風景などは、私たちの心を豊かなものにし、中心市街地や高崎玉村スマートインターチェンジ周辺など、多くの人が集い交流する場にふさわしい景観づくりは、玉村町の活力や発展を町内外に印象付け、イメージの向上につながることが期待されます。

「玉村町景観計画」は、こうした景観を皆さんと町が協働して形づくることを通じ、暮らす人、働く人の心の豊かさを高め、さらには今後の発展につなげるための、景観づくりのあり方を示す「道しるべ」となります。

景観づくりのテーマ

にしき野の景観づくり

山並みと川の水面が織りなす麦秋の郷の風景に 歴史と文化が息づく玉村の景観を未来につなぐ

景観づくりの基本目標

基本目標1:「まもり、いかす」

ふるさとを感じさせる田園風景と山並 みへの眺望を守り、旧宿場町としての 歴史文化を活かした景観を未来に継承 する

基本目標3:「よいものにする」

ふるさとを感じさせる風景の価値を尊 重し、調和に向けて風景や街並みを良 いものにしていく 基本目標2:「つくる」

町への愛着や誇り、豊かな暮らしが感 じられる、魅力的な街並みを創り出す

基本目標4:「そだてる」

愛着や関心を持って、みんなで協働し てふるさとの風景を育てる

景観づくりの考え方

これまでの取り組み

群馬県景観条例に基づく景観づくり

県全域において、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な建築物の建築などを届出の対象とし、「大規模行為景観形成基準」によって審査することで、景観に対する著しい影響を抑える仕組みとなっており、玉村町においては、町全域に対して一律に適用されています。

今後の取り組み

「玉村町景観計画」と「玉村町景観条例」 に基づく景観づくり

「玉村町景観計画」と「玉村町景観条例」に基づき、町の実情に応じた良好な景観づくりを進めるため、町全体を3つのゾーンに分け、ゾーンごとに、届出が必要となる建築物の建築などの行為(届出対象行為)を決め、守っていただきたい基準(景観形成基準)に適合するように誘導します。

景観形成の方針と行為の制限(届出対象行為・景観形成基準)の概要

田園居住ゾーン

田園景域

<景観づくりのあるべき方向>

上毛三山などの周囲の山並みを望む、 「麦秋の郷」の保全

<景観形成方針>

- 〇ふるさとを感じさせる田園風景をまもる
- ○景観資源として農地をいかす

居住景域

<景観づくりのあるべき方向>

「麦秋の郷」の風景と調和した緑豊かな落ち着きのある街並みへの誘導

<景観形成方針>

○田園風景に調和した集落の景観をつくる

<主な景観形成基準>

- •道路などに接する敷地境界線からはできる限り多く後退した 位置とし、道路側に空地を確保すること
- 河畔や古墳、社寺林など、良好な自然景観の周辺にあっては、 周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとすること
- 周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとすること

玉村宿重点景観形成ゾーン

<景観づくりのあるべき方向>

旧宿場町の風情や佇まいを大切にした 街前みの保全

<景観形成方針>

〇旧宿場町の風情が感じられる街並みをまもる

<主な景観形成基準>

- 周囲の街並みの壁面や軒との調和に配慮した位置とすること
- ・建築物の階数は原則2階建てとし、できる限り3階建てを超えないようにすること
- ・工作物は、八幡宮の本殿や周辺の社叢(しゃそう)の高さとの 調和に配慮した高さとすること
- •旧宿場町の面影を残す歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること

市街地ゾーン

<景観づくりのあるべき方向>

住みよさや活力が感じられる 魅力的な街並みの創出

<景観形成方針>

- ○やすらぎの感じられる住宅地景観をつくる
- 〇にぎわいのある商業地の街並みをつくる
- ○周辺との調和に配慮した工業地景観をつくる

<主な景観形成基準>

- 道路などに接する敷地境界線から後退した、周囲の街並みと の調和に配慮した位置とするとともに、隣接地と相互に協力 して、まとまった空間を生み出すこと
- •周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること
- ・高層の場合には、十分な空地を確保すること
- 必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること

| 影像、記述 | 太陽光発: | 屋外における物品の変更 | 以出土石等の採取 | 土地の区画形質の3 | 4条第12項に規定 | 3) | 日園屋はソーン(居住景域) | 市街地ソーン | 五村宿重点景観彩成ソーン | 1000 | 2000m | 2000m | 1000 | 2000m |

<届出対象行為>

			対象規模など			
		行為	田園居住ゾーン(市街化調整区域)	市街地ゾーン (市街化区域) ※重点ゾーンを除く	玉村宿重点景観 形成ゾーン (下図参照)	
	建築物の建築等		高さ15m又は建 築面積500㎡超	高さ15m又は建 築面積1,000㎡超	建築面積10㎡超	
	工作物	さく、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50m超		高さ2m超	
	の建設 等	電波塔、物見塔、装飾塔の類高架水槽、冷却塔の類			高さ8m超	
		煙突、排気塔の類			- 高さ6m超	
		鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の 類 電線路又は空中線系	· 高さ15m超		高さ15m超	
		観覧車等の遊技施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッタャープラントの類、自動車車庫の用に供する立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡超		※規模要件なし	
		彫像、記念碑の類	高さ15m超		高さ4m超	
		太陽光発電施設の類	敷地面積300㎡又は最高高さ3m超			
	屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5m超	高さ5m又は面積 1,000㎡超	高さ1.5m超	
	地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採 又は土石等の採取 土地の区画形質の変更(都市計画法第 4条第12項に規定する開発行為を含む)		面積1,000㎡又 は法面の高さ1.5 m超	面積1,000㎡又は 法面の高さ5mか つ長さ10m超	面積1,000㎡又 は法面の高さ1.5 m超	
- Xur			面積 1,000 ㎡超 又は高さ1.5 m超 の法面を生ずる もの	面積1,000㎡超又 は高さ5mかつ長 さ10m超の法面 を生ずるもの	面積 1,000 ㎡超 又は高さ1.5 m超 の法面を生ずる もの	
	The state of the s					

分分 出来た じ



<ゾーン共通の主な景観形成基準>

- 色彩基準に適合した外観とすること
- ・太陽光発電施設は、周囲の景観と調和した色彩、配置や規模・高さとなるよう努めること
- ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
- 物品の集積又は貯蔵は、道路などから見えにくいようにすること
- 土地の造成は大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること
- ※上記の届出対象行為には、一部、届出を要しない行為が含まれます。また、景観 形成基準は、主な基準として一部を記載しています。
- ※詳細は、「玉村町景観計画」及び「玉村町景観条例」をご確認ください。